

2015年3月31日

東京都とセブン&アイ・ホールディングス 『災害時における物資の調達支援協力に関する協定』を締結

～地震等の大規模災害の発生時に、被災者の多様なニーズに連携して対応～

株式会社セブン&アイ・ホールディングス（代表取締役社長 最高執行責任者〈COO〉村田 紀敏）は、2015年3月31日（火）、東京都（知事 舛添 要一）と『災害時における物資の調達支援協力に関する協定』を締結いたしました。

本協定は、地震等の大規模な災害が発生した場合に、被災者の多様なニーズに応え、物資の供給を円滑に実施するため、セブン&アイ・ホールディングスの各事業会社の商品供給力を最大限活用し、東京都と連携・協力して対応するものです。事業会社単体としてではなく、セブン&アイ・ホールディングスとして、自治体との災害に関する協定の締結は初となります。

セブン&アイ・ホールディングスは、災害発生時に備え、地域との連携を強化し、安全・安心な街づくりに貢献してまいります。

記

1. 協定の名称 『災害時における物資の調達支援協力に関する協定』

2. 協定締結日 2015年3月31日（火）

3. 概要

- ・災害時における物資調達を円滑にするため、物資調達に関する専門的な知識を有する者（連絡調整員）をセブン&アイ・ホールディングスから東京都へ派遣します。
- ・セブン&アイ・ホールディングスは、東京都が集約した区市町村からの物資の要請内容をグループ企業に伝え、グループ企業の回答をとりまとめて東京都に情報提供します。
- ・東京都は、セブン&アイ・ホールディングスからの情報をもとに、必要な物資について発注し、受注したグループ企業は指定された場所に物資を届けます。

○ 主なグループ企業の東京都内の店舗数

セブン-イレブン：2,281店舗、イトーヨーカ堂：44店舗、西武・そごう：2店舗 等
(2015年2月末現在)

以上

災害時における物資の調達支援協力に関する協定

東京都（以下「甲」という。）と株式会社セブン&アイ・ホールディングス（以下「乙」という。）は、東京都の災害時における東京都への支援協力に関して以下のとおり合意し、災害時における物資の調達支援協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、地震等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲から乙に対して行う物資の調達支援協力の要請に関し、その手続等について定め、もって、災害応急対策及び災害復旧対策を円滑に実施することを目的とする。

（供給協力等の要請）

第2条 甲は、前条に規定する災害応急対策及び災害復旧対策の円滑な実施のため、緊急に物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し物資調達に関する専門的な知識を有する者（以下「連絡調整員」という。）の派遣、及び乙のグループ企業が保有する又は調達可能な物資の供給を要請することができる。

（供給協力等の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受け、これを受諾したときは、連絡調整員を甲の指定する場所に派遣するとともに、乙のグループ企業が保有し、又は調達可能な物資の調達支援協力について速やかに対応するよう努めるものとする。

2 前項の規定において、甲は、乙のグループの経営判断、乙のグループ企業と取引先、委託先、加盟店等の関係者との契約上の制限又は業務上の制約等により乙のグループ企業の協力が困難な場合があることを考慮するものとする。

3 甲は、乙及び乙のグループ企業による調達支援協力が円滑に行われるよう、輸送ルートの変更状況等に係る情報の提供、支援物資の搬送車両の円滑な通行に関する支援、輸送のための燃料の確保その他の必要な支援に努めるものとする。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請することができる物資は、次に掲げるもののうち、乙のグループ企業が保有し、又は調達可能な物資とする。

- 一 別表に掲げる物資
- 二 前号に掲げるもののほか、甲が指定する物資

（要請及び発注の方法）

第5条 甲は、物資の供給を要請するときは、書面をもって乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、第11条の規定により指定した甲の連絡責任者が口頭で乙の連絡責任者に要請を行い、事後に書面を提出するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、乙のグループ企業に対し、甲の要請の内容を速やかに伝達し、当該要請に対する乙のグループ企業の回答をとりまとめた上で速やかに甲に伝達するものとする。

3 甲は、乙のグループ企業の回答を乙から受領した後、速やかに発注内容（発注物資、発注物資の数量、配達方法及び配達場所等）を決定して、乙に対し発注書を発行する。

4 乙は、甲から前項の発注書を受領したときは、速やかに対応するものとする。

（物資の引渡し）

第6条 甲は、甲の指定する物資の配達場所に原則として甲の職員を派遣して、物資を確認の上、乙から当該物資の引渡しを受けるものとする。

(情報の共有)

第7条 甲及び乙は、本協定に基づく業務の実施に当たり必要な情報を相互に提供し、共有するよう努める。

(費用の負担)

第8条 乙からの連絡調整員の派遣、乙のグループ企業が甲に供給した物資の代金及び甲の指定する物資の配達場所までの配達に要する費用は、甲が負担する。

(物資の価格及び物資の配達に要する費用)

第9条 物資の価格は、災害が発生する直前の乙のグループ企業における適正な価格とし、物資の配達に要する費用は、乙のグループ企業が負担する実費相当額とする。

(請求及び支払)

第10条 乙は、甲に対して、供給した物資の対価及び物資の配達に要する費用等の請求を直接行うものとする。

2 甲は、請求を受けてから、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）等に基づき、遅滞なく、乙に支払うものとする。

(連絡責任者)

第11条 甲及び乙は、本協定に基づく要請等に関する連絡責任者を指定して互いに通知する。なお、連絡責任者に変更があった場合には相手方に対し直ちに通知する。

(改正)

第12条 本協定の改正は、甲乙協議の上、書面をもって行うものとする。

(協議)

第13条 本協定の解釈に疑義を生じた場合及び本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第14条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了日の3か月前までに、甲乙のいずれかの者が相手方に対し、更新しない旨の意思表示をしない限り、その効力は更に1年間継続するものとし、以降もこの例による。

本協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保管する。

平成27年3月31日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

甲 東京都

代表者 東京都知事 舛 添 要 一

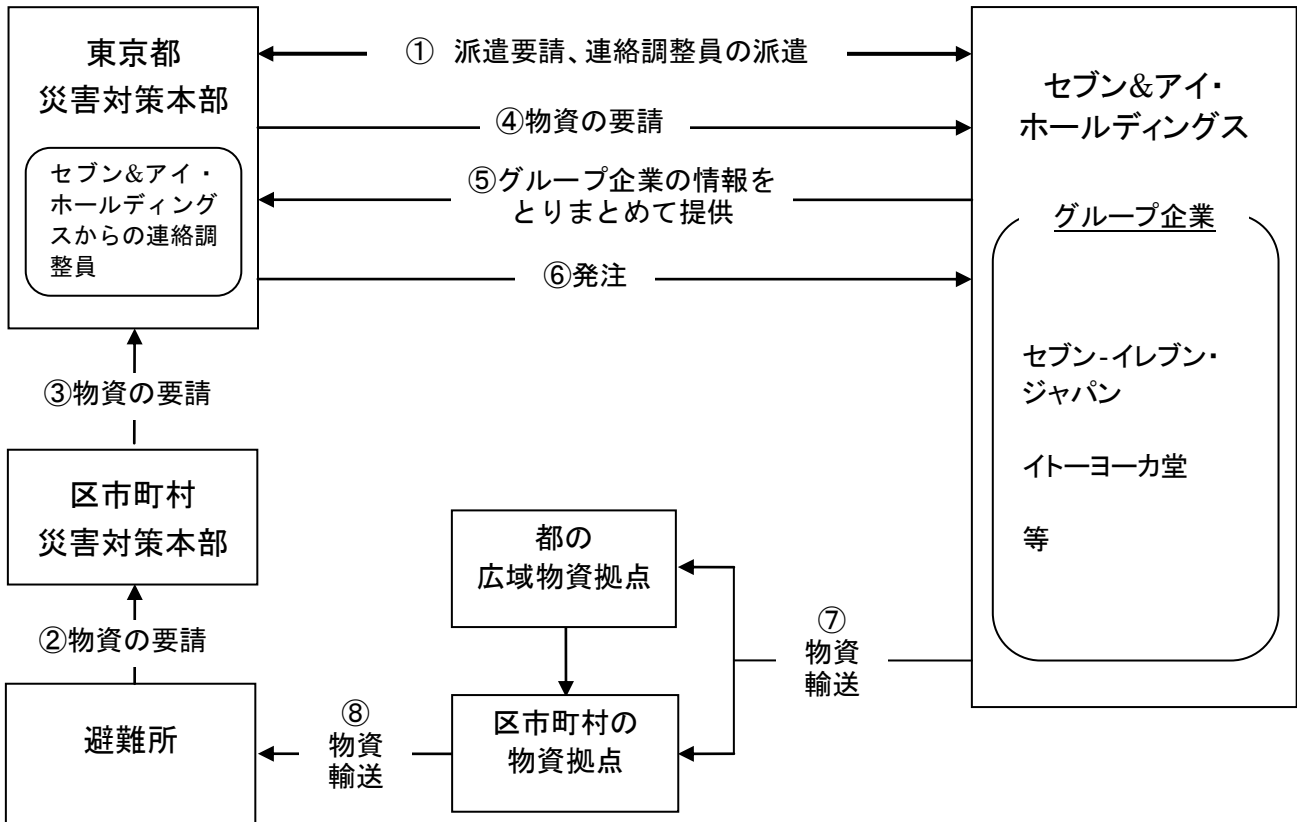
東京都千代田区二番町8番地8

乙 株式会社セブン&アイ・ホールディングス

代表者 代表取締役社長 村 田 紀 敏

ご参考②

協定による物資調達体制について



以上